⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ have the Grade "A", "B", "C" or "D" in terms of the qualification "Manufacture of product" for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019, 2020 and 2021.

④ be able to make satisfactory procurement of materials.

⑤ prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺ Time-limit for Tender:

① 14 : 00, 21, October, 2020

② 14 : 30, 21, October, 2020

③ 15 : 00, 21, October, 2020

④ 15 : 30, 21, October, 2020

(tenders submitted by mail 17 : 00, 20, October, 2020)

⑻ Contact point for the notice: Takahashi Shigeyuki, Welfare Office, General Affairs Division, National Forest Department, Forestry Agency, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8952 Japan. TEL 03―3502―0746

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年９月１日

支出負担行為担当官

中部森林管理局長　吉村　　洋

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　20

１　調達概要

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　山地災害危険地区管理システムの設計・開発及びデータベースの整備に係る業務　一式

⑶　履行場所　長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩ほか

⑷　調達案件の仕様等　山地災害危険地区管理システム設計・開発、データベース整備

⑸　履行期間　契約締結日の翌日から令和３年３月19日まで。

⑹　本調達は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下、「予決令」という。））第85条に規定する基準に基づく価格を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。

⑺　本調達は、予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から中部森林管理局長が定める価格を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。

⑻　本調達は、入札者の提示する専門的知識・技術・創意等によって、調達価格に比して業務の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑼　上記⑹又は⑺に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

２　競争参加資格要件等

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当する者でないこと。

⑶　令和元・２・３年度又は平成31・32・33年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」に登録されている者であること。

⑷　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間において、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約等指名停止措置要領」（平成26年12月４日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑸　次に揚げる条件を満たしていること。

ア　品質マネジメントに係る以下の何れかの条件を満たしていること。

㋐　品質マネジメントシステムの規格である「ＪＩＳ　Ｑ　9001」又は「ＩＳＯ9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。

㋑　上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。）。

イ　情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

㋐　情報セキュリティ実施基準である「ＪＩＳ　Ｑ　27001」、「ＩＳＯ／ＩＥＣ27001」又は「ＩＳＭＳ」の認証を、業務を遂行する組織が有しており、有効であること。

㋑　財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

㋒　個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

⑹　本調達と同規模以上のシステム設計・開発業務を行った実績を有すること。

システム設計・開発業務の内容は、以下のとおり。

ア　システム開発

イ　各種システム・プログラムの設計開発等（概要設計、入出力設計、コード設計、ファイル設計・データベース設計、信頼性・安全性設計、プログラム設計、運用テスト等）

ウ　データ処理（データ入力、データ集計、データ変換・加工等）

エ　システム操作研修、テキスト作成及び講師・補助員の派遣

⑺　単独で本調達に係る技術提案を行えない場合は、複数事業者による技術提案も可とする。複数事業者による技術提案とは、複数の事業者が共同して行う技術提案（以下、「共同提案」という。）であり、共同提案を行う場合は、本入札に係る中部森林管理局との連絡調整等を行うため、代表者を選定すること。また、共同提案を行う全ての事業者は、競争参加資格に記載する全ての要件を満たしていること。

⑻　複数事業者による入札（以下、「共同入札」という。）を行う場合は、以下に揚げる条件を満たしていること。

ア　複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ代表者を定めるとともに、本代表者が本業務に対する入札を行うこと。

イ　共同入札を構成する事業者間において、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行にあたっては、代表者を中心に各事業者が協力して行うこと。

ウ　共同入札を構成する事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。

エ　共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。

オ　共同入札を構成する全ての事業者は、競争参加資格の全ての条件を満たしていること。

なお、共同入札を行う場合は、その結成、運営等に関する協定書の写し（又はこれに類する書類）を提出すること。また、協定書の作成にあたっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制について明確に記載すること。